



# 児童手当制度改正のお知らせ

令和6年10月（12月支給分）より児童手当制度の一部が改正されます。

## 児童手当制度改正概要

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分から)
支給対象	中学校修了までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	<b>高校生年代までの児童</b> (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	あり	<b>なし</b>
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 一律:15,000円</li><li>・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円</li><li>・中学生 一律:10,000円</li><li>・所得制限以上、所得上限未満 一律:5,000円(特例給付)</li><li>・所得上限以上 一律:支給なし</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 <b>第3子以降:30,000円</b></li><li>・3歳～<b>高校生年代</b> 第1子、第2子:10,000円 <b>第3子以降:30,000円</b></li></ul>
第3子以降の算定対象(★)	18歳到達後の最初の年度末までの養育している子を含める	<b>22歳到達後の最初の年度末までの</b> 養育している子を含める
支給月	年3回(6月、10月、2月) (各前月までの4か月分を支給)	<b>年6回(偶数月)</b> (各前月までの2か月分を支給)

### (★) 第3子の数え方

